

支給手続

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。（今回の制度改正に係る申請については、特例があります。）

支給月額

第1子 5千円、第2子 5千円、第3子以降 1万円

支払時期

児童手当は、原則として毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。

特例給付

所得制限により児童手当を受けとれないサラリーマン（厚生年金に加入している方）等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。これを特例給付といいます。

現在特例給付を受けている方で、認定請求書（または現況届）提出後、今まで勤めていた事業所を辞めた方は、消



滅届を子ども課へ提出してください。これは特例給付者が会社を辞め国民年金加入者となると、所得制限限度額が下がりが対象外になってしまつたためです。提出がなく手当を受けた場合は、事業所を辞めた月の翌月までさかのぼって手当を返還していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

児童手当現況届については、児童手当を受給されている方は、毎年1回「現況届」を提出していただくことになっています。これは、引き続き児童手当を受給する資格があるかどうかを、前年の所得状況や6月1日現在の養育状況を確認し、認定するためのものです。役場から現況届の用紙を郵送しますので、必ず6月30日までに役場2階子ども課窓口へ提出してください。児童手当は自動更新しないため、期限内に提出しないと受給資格があつても6月以降の児童手当の支払を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

18年度 所得制限限度額（別表1）

厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。（特例給付）

（国民年金加入者）

扶養親族等の数	改正前所得制限限度額(万円)	改正後所得制限限度額(万円)
0人	301.0	460.0
1人	339.0	498.0
2人	377.0	536.0
3人	415.0	574.0
4人	453.0	612.0
5人	491.0	650.0

扶養親族等の数	改正前所得制限限度額(万円)	改正後所得制限限度額(万円)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない児童（18歳未満）を養育している母子家庭等の、生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給されます。この手当における母子家庭とは、父母が離婚した場合、父親が死亡、又は生死不明の場合、父親が1年以上家を出て連絡が無い場合、1年以上拘禁されている場合、子どもが婚姻によらずに生まれ、母親だけで生活している場合などをいいます。但し、所得が制限額以上の場合や、公的年金を受けている場合、児童が施設に入所している場合は、手当が支給されませんのでご了承ください。

はじめて申請される方
 手当を受けるには、住所地の市町村の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。富士見町にお住まいの方は役場へ請求し、県知事が認定します。
 ・請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
 ・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し（親と同居している場合は親の分